

# 伊予市教育委員会後援名義使用許可事務取扱要綱

平成 18 年 9 月 21 日

教育委員会告示第 11 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体が行う学術、芸術、スポーツ、社会教育、産業、福祉保健及び地域振興等の事業について、伊予市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の後援名義の使用を許可することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる名義)

第2条 後援名義の使用を許可する名義は、「伊予市教育委員会」とする。

(申請)

第3条 後援名義を使用しようとする団体の代表者は、次に掲げる書類をあらかじめ教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 伊予市教育委員会後援名義使用許可申請書(様式第1号)
- (2) 企画書等事業の内容を記載した書類
- (3) 定款、会則等その団体の概要を示す書類(国又は他の地方公共団体以外の団体が、初めて申請する場合に限る。)
- (4) 収支予算書
- (5) その他教育長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、原則として後援名義を使用する日の30日前までに行わなければならない。

(許可の要件)

第4条 教育長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業を行う団体に対し、後援名義の使用を許可することができる。

- (1) 事業の目的及び開催日程が明確であること。
- (2) 事業内容が、公益性が高く市の推進する事務又は事業に関連するもので、公共の福祉に寄与するものであること。
- (3) 広く一般市民を対象とした事業であって、市民が自由に参加できるものであ

ること。

(4) 入場料、出品料、参加費等参加者の負担を求める場合は、その額が社会通念上相当な額であること。

(5) 開催の場所は、公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置が講じられたものであること。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用を許可しない。

(1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 営利又は商業宣伝を目的とするもの

(3) 政治的又は宗教的活動に関するもの

(4) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの

(5) その他教育長が特に不相当と認めたもの

(許可)

第5条 教育長は、第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、許可を決定したときは伊予市教育委員会後援名義使用許可書(様式第2号)により申請した団体の代表者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の許可に際して、必要により条件を付することができる。

(不許可)

第6条 教育長は、後援名義の使用を適正でないとして認めるときは、申請した団体の代表者に対し、伊予市教育委員会後援名義使用不許可通知書(様式第3号)により、不許可の理由を明記して通知するものとする。

(届出)

第7条 第5条の規定による許可を受けた団体(以下「許可団体」という。)の代表者は、申請内容に変更が生じたとき、又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ伊予市教育委員会後援名義使用変更・中止届出書(様式第4号)により教育長に届け出なければならない。

(許可の取消)

第8条 教育長は、許可団体が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の

使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により許可を受けたとき。
- (2) 許可の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 許可の条件を履行しなかったとき。
- (4) その他後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 教育長は、前項により許可を取り消したときは、伊予市教育委員会後援名義使用取消通知書(様式第5号)により許可団体の代表者に通知するものとする。

(事業報告)

第9条 許可団体の代表者は、後援事業が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 伊予市教育委員会後援名義使用事業報告書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(収支予算書を提出した場合に限る。)
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成23年10月27日告示第20号)

この告示は、平成23年10月27日から施行する。

附 則(平成31年3月20日告示第4号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式は、この告示による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則(令和3年3月25日伊予市告示第44号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年11月20日伊予市告示第13号)

この告示は、令和5年11月20日から施行する。